

「黒い雨」訴訟・広島地裁判決についての声明

1 本日、広島地方裁判所民事第2部（高島義行裁判長）は、「黒い雨」訴訟に
関し、広島市長あるいは広島県知事が原告らに対しても、原告らの被爆者健
康手帳交付申請に対する却下処分を原告ら全員について取り消し、被爆者健康
手帳の交付を命じた。

本判決は、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受ける
ような事情の下にあった者」とは、原爆の放射線により健康被害を生ずる可
能性がある事情の下にあったことをいう解するのが相当であり、本件において
原告らが「黒い雨」に遭ったかを認定するに当たっては、宇田雨域、増田雨域
及び大瀧雨域のいずれかに単純に依拠することなく、原告らが被爆当時又はそ
の後に所在した場所を確定し、当該場所と宇田雨域、増田雨域及び大瀧雨域の
位置関係を手がかりに、原告らがその当時所在した場所に「黒い雨」が降った
蓋然性の有無及び程度を踏まえつつ、原告らの「黒い雨」に遭ったという供述
等の内容が合理的であるかを吟味し、他に供述等の信用性を阻害すべき具体的
な事情がないかを検討すると判示した。そして「黒い雨」体験者について被爆者
援護法1条3号の被爆者に該当するかを判断するに当たっては、402号通達
による特例措置に基づく取扱いが確固とした制度として長年行われてきたとい
う経緯を踏まえた上で、その者について、「黒い雨」の曝露に関し、宇田強雨
域に含まれる第一種健康診断特例区域に所在したとの事実と同程度の事情が認め
られるかを検討し、これが肯定された場合には、進んで、健康管理手当支給
の対象となる障害、すなわち、原爆の影響との関連が想定される障害を伴う疾
病に罹患したという結果発生が認められるかを判断し、これを要件として、原
爆の放射線により健康被害を生ずる可能性がある事情の下にあったとして、被
爆者援護法1条3号に該当すると認めるのが相当であると判示し、原告ら全員
の請求を認容した。

2 本裁判は、広島における「黒い雨」被爆者の3号被爆者該当性が問題になっ
た初めての判決事案であるが、「黒い雨」被爆者を正面から3号被爆者として
認定すると同時に、「黒い雨」降雨地域のうちいわゆる「大雨地域」のみを第
一種健康診断特例区域に指定し、「大雨地域」外の「黒い雨」被爆者を被爆者
援護施策の対象外としてこれまでの被爆者援護行政を断罪しその転換を求
める画期的な判決として、評価できるものである。

3 広島市長及び広島県知事に対しては、原告ら「黒い雨」被爆者を3号被爆者
と認定した司法判断がなされたことを厳粛に受け止めると同時に、被爆75年
をむかえ高齢化が進む原告ら「黒い雨」被爆者の苦難に満ちた人生と、援護対
象区域の拡大を切望しつつ無念のうちに亡くなった多くの「黒い雨」被爆者に
思いを馳せるべきである。加えて、原爆が被爆75年をむかえる現在において
もなお、被爆者の身体と心と暮らしを蝕み続ける非人道的な兵器であるとい
う事実を直視すべきである。

広島市長及び広島県知事は、以上を踏まえて、本判決の内容を真摯に受け止
め、参加行政庁であり所管省でもある厚生労働省と速やかに協議をし、本判決
に対する控訴を断念し、原告ら全員に対し速やかに被爆者健康手帳を交付する
と同時に、「黒い雨」被爆者に対するこれまでの被爆者援護行政のあり方を抜
本的に見直し、全ての「黒い雨」被爆者を救済するよう求める。

2020年7月29日

「黒い雨」訴訟原告団・弁護団
「黒い雨」訴訟を支援する会